市役所福祉課

0

5

計画を作成(作成費は無料)

催 し物

教室

講座

スポ

ij

サービスの種類

重度訪問介護

同行援護

行動援護

療養介護

生活介護

施設入所支援

就労定着支援

自立生活援助

就労移行支援

就労継続支援

也域定着支援

見童発達支援

医療型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援

放課後等デイサービス

保育所等訪問支援

相談支援

移動支援

意思疎通支援

地域活動支援センター

日常生活用具給付

訪問入浴サービス

|ホーム)

相 計画相談支援 給談 支援 付支 地域移行支援

自立訓練

介護給付

訓練等給付

害児通所支援

地域生活支援

|居宅介護(ホームヘルプ)

短期入所(ショートステイ)

生活訓練

A雇用型

|計画相談支援・障害児相談

B非雇用型

重度障害者等包括支援

ます

られます

業など)

をします

ます

ます

ノます

ションなど)

り援助をします

練を受けられます

日常生活の手伝いをします

ように支援します

内容

ヘルパーが、家で身の回りの手伝いをします(着替えや入浴の手伝い、食事

ヘルパーが、重い障害のある方の家で、日常生活や外出の手伝いをします

|視覚障害があり、移動に著しく困難がある方に、同行して外出の手伝いをし

重い障害のある方のそばにヘルパーが付いて、安心して外出し、活動できる

|重い障害のある方が、入院して医療を受けながら、日常生活の手伝いを受け

施設で、日中活動の支援を受けられます(食事・入浴・トイレの手伝い、作

重い障害のある方が、生活するために必要なサービスを組み合わせて使うこ

|就労移行支援などを使って就職した方の生活面の課題に対応し、必要な支援

居宅で自立した生活を送るため、定期的な訪問や関係機関との連携などによ

地域での生活に困らないように自分で身の回りのことをする訓練を受けられ

|会社に就職するための訓練を受けることができます。仕事探しの相談もでき

雇用契約に基づき、生産活動の機会などの提供や知識・能力向上のための訓

障害のある方同士が一緒に暮らし、世話人がお金の管理や食事の用意などの

|障害のある方の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利|

外出が著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、発達の支援をします

学校通学中の障害のある子どもに、授業の終了後または休業日に訓練などを

困ったことがあるときや、新しくサービスを利用したいときに相談できま |す。相談は、相談支援事業者(障がい者サポートセンターい〜な(稲沢市社 |会福祉協議会内) 🖍 0587(23)2162・FAX0587(33)4666、障がい者サポート

|センターまつのき 🥜 0587(96)7755・FAX0587(96)7711、障がい者サポ-トセンターこうのみや C 0587(22)7110・FAX0587(22)6110、障害者相談

聴覚障害のある方などに、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います

|障害のある方の日中活動を支援します(生活上の相談、スポーツ、レクリエ・

|障害程度区分が非該当の方などに、ヘルパーが日常生活を支援します

用に向けて、サービス利用計画・障害児支援利用計画を作成します 施設や精神科病院から地域生活へ戻るための相談や支援を行います

小学校入学前の障害のある子どもの日常生活の訓練や治療をします

小学校入学前の障害のある子どもの日常生活の訓練をします

|保育所などを訪問し、集団生活ができるよう手伝いをします

事業所いぼりの里 C 0587(35)2000・FAX0587(35)2300) へ

**ヽルパーガ、余暇活動などのための外出の手伝いをします** 

家族に用事があるときなどに、短時間施設を利用できます

|寝たきりの方などが、自宅で入浴サービスが受けられます

重度の障害がある方の日常生活用具を給付します

-人暮らしなどの障害のある方に対して相談や必要な支援を行います

生産活動の機会などの提供や知識・能力向上のための訓練を受けられます

とができます(重度訪問介護と短期入所、生活介護と共同生活援助など)

部屋の掃除や洗濯の手伝いなど)

|家族に用事があるときなどに、施設に短期間宿泊できます

体をうまく動かすことができるように訓練を受けられます

日常生活の手伝いを受けながら、施設で暮らすことができます

障害の ある方や

難病患者な

⑥契約とサー

て指定事業者や指定施設とサービス利用計画に基づい契約とサービスの利用開始

どが自立した日常・社会生活 も確認してください を送れるよう、 「障害者福祉制度の利用を」 ビス(左ペ (広報いなざわて月号 さまざまな ジ を提供

用を開

始

契約を結び、

サー

障害福祉サー 負担軽減の措置があります) を自己負担 介護給付・訓練等給付・ サ (上限額の設定や ビス ビス費用の1 <sup>可</sup>給付・障 利用方法 割

)地域生活支援事業

用には、

あらかじめ申請

できる金額にはそれぞれ上

の交付対象とならない②補

補助

払

②認定調査 じめ支給申請が必要利用希望の場合は、ま 調査員が家庭を訪問 ビスは除く) (児童の福祉サ あらか

利用煮り介護者の状況、サービスハき障害程度区分を認定後、一きで害程度区分を認定後、一 ③支給決定 給決定を行う利用意向などを把握し、 活や障害の状況を調査

近、支ービスの 生

## 補装旦・日常生活田旦の給付 対象・内容

	対象	用具の給付 対象・内容	1
補装具	視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡(特	
	聴覚障害	殊なもの) 補聴器など	
	肢体不自由	義手、義足、装具、車いす*1、 電動車いす*2、歩行器・歩行 補助つえ、座位保持装置、重度 障害者用意思伝達装置など	
日常生活用具	視覚障害	拡大読書器、音声式体温計、盲 人用時計、電磁調理器、火災警 報器、自動消火器、点字図書、 点字器など	
	聴覚障害	聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用屋内信号装置、聴覚障害者用情報受信装置、火災警報器、自動消火器など	
	肢体・言語障害	パソコン周辺機器、火災警報器、自動消火器、携帯用会話補助装置など	
	下肢・体幹機能 障害	特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具、歩行支援用具、体位変換器、居宅生活動作補助用具(住宅改修)、頭部保護帽、火災警報器、自動消火器など	
	上肢障害	パソコン周辺機器、火災警報 器、自動消火器など	
	腎臓障害	透析液加湿器、火災警報器、自 動消火器など	
	呼吸器障害	酸素ボンベ運搬車、ネブライ ザー、電気式たん吸引器、火災 警報器、自動消火器、パルスオ キシメーターなど	
	音声・言語障害	人工いんとう、火災警報器、自 動消火器など	
	ぼうこう・直腸 機能障害	ストマ用装具(蓄尿袋、蓄便袋)、火災警報器、自動消火器	•
	知的・精神障害本人の状態により	火災警報器、自動消火器	
	対象となるもの	紙オムツ	

対象となるもの ※火災警報器、自動消火器は、火災発生の感知・避 難が著しく困難な障害者のみの世帯とこれに準ず る世帯に給付(1世帯当たり2個まで)

\*1…基本的に下肢・体幹機能障害1~3級の方が

\*2…重度の歩行困難者であって、電動車いすを使わ なければ歩行機能を代替できない方が対象

⑤サービス利用計画の作成④受給者証の交付

ビスの利用を

者と相談し、 必要に応じて相談支援事業 サービス利用

市役所福祉課

障害福祉制度の利用を

指定事業者や指定施設に支利用者負担額の支払い - ビスの利 ます。 対象・

装具や、 もあります)▼その他 補助者などの方も対象となる用具 の日常生活用具の給付を行: が日常生活を容易に送るため 身体  $\dot{\mathcal{O}}$ 内容 左表 (難病患

●補装具 ・日常生活用具の給付 重度の障害のある方 障 :害を補うための補

5 3 6

ます ●難聴児へ 軽 補 助

対象 します。 を購入する費用の一 内在住の18歳未満 部を補助

①両耳の聴覚レベ ル以上で、 次の全てを満たす 身体障害者手帳 ヘルが30デシ 法などの施策の対象となる方

ただし、

障害者総合支援

1

る

策と介護保険施策で共通する己負担が必要です。障害者施 保険施策によるものを優先し -ビスは、 原則として介護

中度の難聴児が補聴器 の補聴器購入費の

対象 補助しますの ど)を購入する費用の が日常生活用具 給者証の交付を受けて 小児慢性特定疾病児童など への日常生活用具 小児慢性特定疾病医療受験 市内在住の20歳未満 (特殊寝台な の給付 部

が判断したとの効果が期待できると医師 ●小児慢性特定疾病児童など

を 令和元年(2019年)8月号 第1177号 8

9 令和元年(2019年)8月号 第1177号

日中一時支援

生活サポート